

2022年1月18日
メットライフ生命保険株式会社

法人向け商品「ブライトビジョン」の発売 ～経営者、従業員の未来のための介護定期保険～

メットライフ生命保険株式会社(代表執行役 会長 社長 最高経営責任者 ディルク・オステイン)は、2022年2月2日に、法人のお客さま向けに「ブライトビジョン」(正式名称:災害保障期間設定型介護定期保険)を発売いたします。

「ブライトビジョン」は、死亡および介護を保障する商品です。経営者の万が一の際やご勇退時(生存退職慰労金)の備えとして、また、従業員に対する福利厚生の実現にお役立ていただけます。

日本は、2025年には65歳以上の割合が30%^{*1}になることが推計される超高齢社会です。2020年3月末時点の要介護・要支援の認定者は約669万人(65歳以上の約5.4人に1人)^{*2}となっており、その数は増加傾向にあります^{*2}。

経営者においても高齢化が進んでおり、2020年9月末時点の65歳以上の経営者の割合は、41.5%^{*3}を占めています。経営者が要介護状態になると、経営に携わることが難しくなり、安定した会社の運営に多大な影響を与えてしまう可能性が考えられます。

本商品は、万が一の場合だけでなく、介護のリスクにも備えることができることから、経営者にとって必要な事業保障資金対策として活用が可能です。

なお、従業員の「弔慰金・死亡退職金制度」の運営などへの活用で、福利厚生の実現を図ることも可能となります。

「ブライトビジョン」という商品名には、本商品が提供する「経営者のもしものときの安心」や「従業員が安心して働き続けることができる環境づくりのサポート」により、お客さまの会社の輝かしい発展と安定につながっていただきたいという思いが込められています。

当社は、経営者の皆さまへの「ブライトビジョン」のご案内を通じて、会社経営の発展と安定をサポートしてまいります。

※ 本商品は、法人向けの商品となりますが、個人のお客さまもお申し込みいただけます。

*1: 厚生労働省 令和3年版厚生労働白書

(<https://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kousei/20/dl/2-01.pdf>)

*2: 厚生労働省 令和元年度介護保険事業状況報告(年報)

(https://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/osirase/jigyoyo/19/dl/r01_gaiyou.pdf)

本文()内の割合については上記より当社算出

*3: 中小企業庁 2021年版中小企業白書より当社算出

(https://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/2021/chusho/b2_3_1.html)

以上

メットライフ生命について

メットライフ生命は日本初の外資系生命保険会社として1973年に営業を開始し、現在は世界有数の生命保険グループ会社、米国メットライフの日本法人としてお客さまに常に寄り添い、最適な保障を選ぶお手伝いをしています。多様な販売チャネルを通じて、個人・法人のお客さまに対し幅広いリスクに対応できる、革新的な商品の提供に努めています。 <https://www.metlife.co.jp>

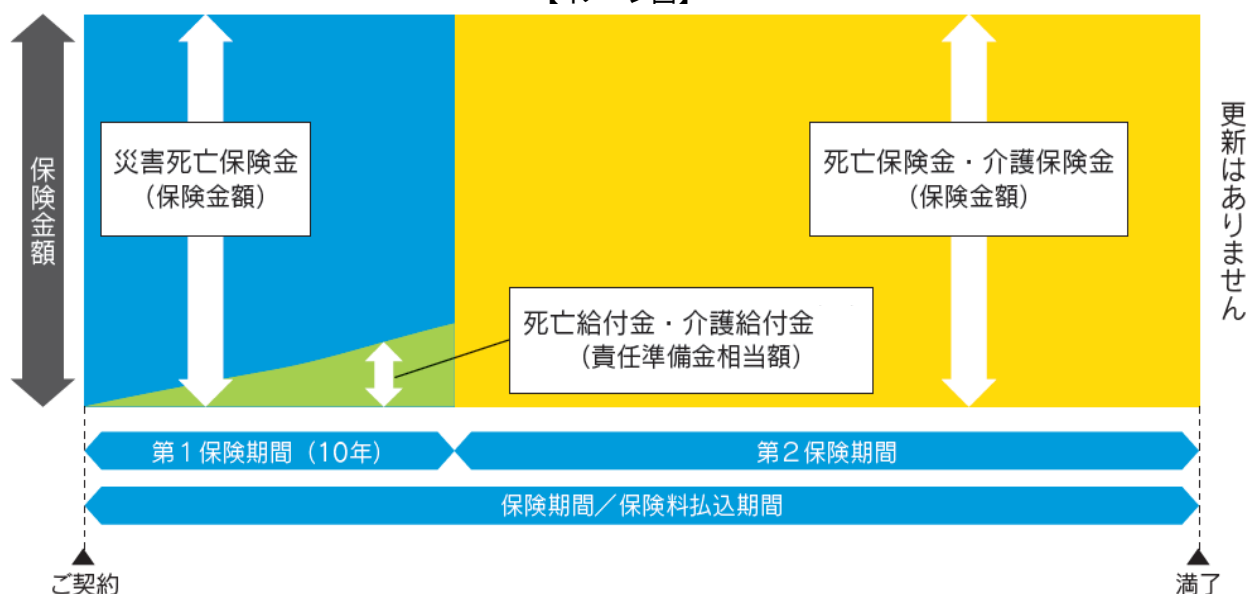
商品概要「ブライトビジョン」
(正式名称：災害保障期間設定型介護定期保険)

1. 商品の特徴

(1) 死亡・介護について、一定期間の保障を確保することができます。

- ・死亡および介護(要介護2以上の状態または所定の要介護状態に該当したとき)に備えることができます。
- ・保険期間は、第1保険期間(10年間)と第2保険期間に区分されています。
第1保険期間は「不慮の事故による傷害または感染症」を原因とする死亡(災害死亡)を重点的に、第2保険期間は「死亡」と「介護」に幅広く備えることができます。

【イメージ図】



第1保険期間: 契約日からその日を含めて10年後の年単位の契約応当日の前日までの期間
第2保険期間: 第1保険期間の満了の日の翌日からその日を含めて保険期間の満了の日までの期間

(2) 解約返戻金を抑制しないプランと保険期間を通じて解約返戻金が抑制されている低解約返戻金特則を付加したプランがあります。

① 解約返戻金を抑制しないプラン

- ・被保険者の性別・年齢により保険期間が異なります。
- ・経営者向けとしてお勧めするプランです。経営者の万が一の場合に、事業保障資金・死亡退職慰労金・弔慰金として、また、勇退時の場合には解約返戻金を生存退職慰労金の原資としてご活用いただけます。

② 保険期間を通じて解約返戻金が抑制されているプラン(低解約返戻金特則付)

- ・被保険者の性別・年齢にかかわらず、保険期間は100歳満了となります。
- ・低解約返戻金特則を付加したプランの解約返戻金額は、解約返戻金を抑制しない場合の解約返戻金額に対して所定の低解約返戻金割合を乗じた金額となります。
- ・低解約返戻金特則は契約締結時にのみ付加されます。また、この特則を解約することはできません。
- ・従業員向けとしてお勧めするプランです。従業員への「弔慰金・死亡退職金制度」の運営などに活用することで、福利厚生の充実を図ることが可能となります。また、解約返戻金は生存退職金の原資としてご活用いただけます。

※取扱いは、経営者向けに①、従業員向けに②として限定されるものではありません。

(3) 医師の診査は不要です。

保険金額にかかわらず、医師による診査は不要で、所定の告知項目に該当しなければお申し込みいただけます。

2. 給付の種類、支払事由、支払額

	給付の種類	支払事由	支払額
第1保険期間	災害死亡保険金	第1保険期間中に次のいずれかに該当したとき ①責任開始時以後に発生した不慮の事故(疾病を原因として発生したものは含みません)による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に死亡したとき ②責任開始時以後に発病した所定の感染症を直接の原因として死亡したとき	保険金額
	死亡給付金(*)	第1保険期間中に死亡したとき (ただし、災害死亡保険金が支払われる場合を除きます)	支払事由に該当した日の責任準備金相当額
	介護給付金(*)	責任開始時以後に生じた疾病または傷害により、第1保険期間中に次のいずれかに該当したとき ①公的介護保険制度による要介護認定において、要介護2以上の状態に該当しているとの認定を受け、その認定が効力を生じたとき ②所定の認知症による要介護状態に該当し、その要介護状態が、その該当した日からその日を含めて180日継続したとき(医師による診断確定を要します) ③所定の機能障害による要介護状態に該当し、その要介護状態が、その該当した日からその日を含めて180日継続したとき(医師による診断確定を要します)	支払事由に該当した日の責任準備金相当額
第2保険期間	死亡保険金	第2保険期間中に死亡したとき	保険金額
	介護保険金	責任開始時以後に生じた疾病または傷害により、第2保険期間中に、責任開始時以後に初めて次のいずれかに該当したとき ①公的介護保険制度による要介護認定において、要介護2以上の状態に該当しているとの認定を受け、その認定が効力を生じたとき ②所定の認知症による要介護状態に該当し、その要介護状態が、その該当した日からその日を含めて180日継続したとき(医師による診断確定を要します) ③所定の機能障害による要介護状態に該当し、その要介護状態が、その該当した日からその日を含めて180日継続したとき(医師による診断確定を要します)	保険金額

* 死亡給付金および介護給付金は、支払事由に該当した日の責任準備金相当額であり、保険金額よりも少なく、払込保険料累計額よりも少ない金額となります。

なお、責任準備金は保険料を払い込んだ年月数(年払・半年払の場合は保険料を払い込んだ年月数および経過年月数)により変動します。

※ 災害死亡保険金、死亡給付金、介護給付金、死亡保険金、介護保険金は重複してお支払いしません。

※ 介護給付金または介護保険金が支払われた場合には、支払事由に該当した時から、契約は消滅したものとします。

3. 保険料例(年払・口座振替料率)

(1) 解約返戻金を抑制しないプラン

保険金額 1 億円

年齢	男性		女性	
	保険期間 ・保険料払込期間	年払保険料	保険期間 ・保険料払込期間	年払保険料
40 歳	87 歳満了	2,476,000 円	89 歳満了	2,277,600 円
50 歳	84 歳満了	2,681,400 円	86 歳満了	2,346,800 円
60 歳	84 歳満了	3,347,100 円	84 歳満了	2,539,400 円

(2) 保険期間を通じて解約返戻金が抑制されているプラン(低解約返戻金特則付)

保険金額 1,000 万円

年齢	男性		女性	
	保険期間 ・保険料払込期間	年払保険料	保険期間 ・保険料払込期間	年払保険料
20 歳	100 歳満了	185,260 円	100 歳満了	173,630 円
30 歳	100 歳満了	222,710 円	100 歳満了	206,620 円
40 歳	100 歳満了	277,300 円	100 歳満了	253,820 円
50 歳	100 歳満了	358,190 円	100 歳満了	325,320 円

※ 解約返戻金を抑制しないプランは、ご契約からの経過に応じて払込保険料累計額が保険金額を上回る場合があります。

保険期間を通じて解約返戻金が抑制されているプラン(低解約返戻金特則付)は、ご契約からの経過に応じて払込保険料累計額が保険金額を上回ります。

このプレスリリースは、保険募集を目的としたものではなく、商品の概要のみを説明したものです。ご検討にあたっては、「商品パンフレット」「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」「ご契約に際しての重要事項(契約概要・注意喚起情報)」をご覧ください。また、ご契約の際は、「ご契約のしおり・約款」等を必ずご確認ください。あわせて、保険料の経理処理において、「支払保険料」を損金算入しても、「保険金」や「解約返戻金」などは益金に算入され、原則、課税される金額は同額となり、節税効果はないことをご確認ください。

補 2201-7136